税理士連絡協議会

令和６年 11 月７日（木）
午前 10 時 00 分～
あさひホール（ラピオ５階）

１　支部長あいさつ

２　税務署長あいさつ

３　議題

（１）税務大学校「公開講座」について【総務課】
別添資料参照

（２）各省庁のデジタル化施策について【総務課】
別添資料参照

（３）令和６年分　所得税及び復興特別所得税の予定納税第２期分について
振替日：令和６年１２月２日（月）　【管理運営】

（４）事前照会に対する文書回答手続の利用促進について【個人】

別添資料参照

（５）令和６年分年末調整にかかるチャットボットの運用開始について【法人】

別添資料参照

税務大学校 公開講座

受講無料

税務大学校では、租税に関する知識の普及等に寄与することを目的として、「税を考える週間」に合わせて、公開講座を開催しています。

公開講座では、普段はあまり税に接する機会のない方から、税に関する仕事に携わる方まで、多くの方に受講いただけるよう、次のようなテーマで６講座を予定しています。

この機会に、是非受講をご検討ください。

- 聴いて納得！プロが教える税のトレンド
- マイナンバーカードで確定申告が簡単に
- 知っておきたい！国際課税のそのルール

１ 日程及び講座の内容 令和６年 11 月８日(金) ８時 30 分から 29 日(金) 17 時まで

※期間中は、いつでも受講可能です。

子ども子育て生活支援税制改革と今後の課題

講師 税務大学校講師
明治大学法科大学院
教授　岩﨑 政明



労働市場の変容と賃上げ促進税制

～雇用の流動化、報酬形態の多様化、賃上げ政策のインパクト～

講師 税務大学校講師
中央大学法科大学院
教授　酒井 克彦



適正な申告を実現するための仕組み

～記帳義務や資料情報制度など～

講師 税務大学校講師
税理士　松崎 啓介



マイナで簡単　確定申告

講師 税務大学校総合教育部
教授　柴田 忠久



国際課税のご紹介

～そのルール、なぜ必要？～

講師 税務大学校専門教育部
教授　望月 勝正



税金今昔ものがたり

～昭和の間接税エピソード～

講師 税務大学校研究部
研究調査員　菅沼 明弘



２ 受講方法 事前申込みによるオンライン配信

３ 受 講 料 無料

４ 申込方法 税務大学校ホームページの申込画面で必要事項を入力

※ 申込みをされた方には、案内メールをお送りします。
※ １講座当たりの時間は約 60 ～ 90 分です。
※ １講座のみの受講も可能です。

詳しくは、ホームページで

税大　公開講座　検索

11 月 11 日から 17 日は「税を考える週間」です。

令和７年度 概算要求等に関する
省庁合同説明会

令和６年
10/15（火）▶ 11/15（金）

YouTubeによるオンライン配信のため期間中いつでも視聴可能！

本説明会では、デジタル田園都市国家構想の実現に向けた各省庁の取組として、地方公共団体、一般企業及び団体等を広く対象に、各省庁がそれぞれ推進しているデジタル化施策や令和７年度概算要求の内容等について説明します。

プログラム

国税庁 名古屋国税局	「税務行政におけるＤＸに関する施策 ～税務行政の将来像の実現に向けて～」
農林水産省 東海農政局	「スマート農業の推進について」 「農業農村整備における情報通信環境整備について」
経済産業省 中部経済産業局	「経済産業省におけるデジタル化関連政策について」
国土交通省 中部地方整備局	「i-Constructionの取り組み」 「i-Construction関係の交付金等について」
国土交通省 中部運輸局	「『交通空白』の解消等に向けた地域公共交通のリ・デザインについて」
環境省 中部地方環境事務所	「地域脱炭素化に向けた環境省事業について」
総務省 東海総合通信局	「地域社会ＤＸ推進のための情報通信施策」

対　象　者

▶地方公共団体、一般企業及び団体等で各省庁のデジタル化施策・予算に関心がある方

視聴無料

申　込　方　法

▶申込先URL(Microsoft Forms)：https://forms.office.com/r/gvngYHhhrc
※右記二次元コードからもアクセス可能です。※申込者に対してURL等視聴方法をご連絡します。
▶申込期限：令和６年１１月８日（金）まで
▶お申込みの際にお知らせいただいた個人情報については、本説明会への参加に関する手続のみに使用し、第三者に開示・提供・預託は行いません。また、使用後速やかに廃棄します。

主催：総務省東海総合通信局　情報通信部情報通信振興課
052-971-9405　tokai-shinko@soumu.go.jp
共催：東海情報通信懇談会

ご存じですか？ 文書回答手続

令和５年 11 月

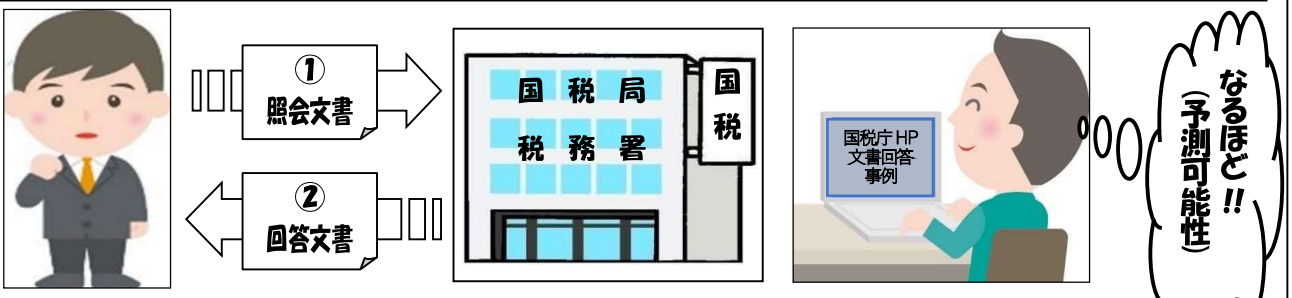
[文書回答手続]

○　国税局においては、納税者の方からの個別の取引等に係る税務上の取扱いに関する照会に対して、文書により回答するサービスを実施しています。
　また、その照会及び回答の内容は、同様の取引等を行う他の納税者の予測可能性を高めるために、国税庁ホームページ【https://www.nta.go.jp】にて公表しています。

○　同業者団体等からの照会（その構成員等が行う取引等に係る税務上の取扱いに関する照会に限ります。）についても、上記と同様に、文書による回答を行うとともに、その照会及び回答の内容を国税庁ホームページにて公表しています。

通常、受付窓口は事前照会をされる方の納税地を所轄する税務署の担当部門になりますが、次のものについては受付窓口が異なりますのでご注意ください。なお、郵送により照会文書を提出する場合は、封筒の表面に「文書回答手続に係る照会文書在中」と記載してください。

イ　国税局調査部(課)所管法人による法人税・消費税に関する照会
　⇒　法人を所管する国税局の調査審理課(又は調査管理課、調査課)
ロ　酒税に関する照会　⇒　製造場等の所在地の所轄税務署(国税局所管の場合は所轄国税局の酒税課)
ハ　間接諸税(印紙税を除きます。)に関する照会　⇒　製造場等の所在地の所轄国税局の消費税課



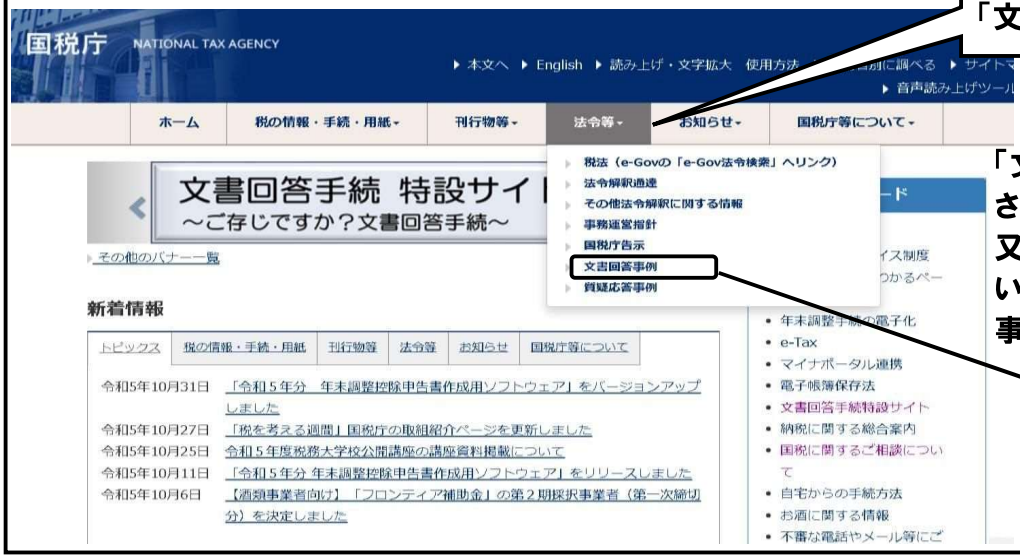
○　過去の文書回答事例は国税庁ホームページでご覧になることができます。

③ 掲載

④ 閲覧

国税庁ホームページ【https://www.nta.go.jp】トップ画面

※掲載画像は令和5年 11 月現在のものです。



メニューバーの「法令等」から「文書回答事例」をクリック！

「文書回答事例」画面が表示されたら、「キーワード検索」又は「税目別検索」で調べたい事例を絞り込み、調べたい事例をクリック！

文書回答事例はこちら

裏面に文書回答手続についてのＱ＆Ａを掲載していますので、ぜひご覧ください。

国税庁　この社会あなたの税がいきている

文書回答手続についてのＱ＆Ａ

裏　面

問１　文書回答の対象となるものは、どのような照会ですか。

答　国税に係る申告期限前（源泉徴収等の場合は納期限前）の照会が対象となります。また、実際に行われた取引等に関する照会のほか、将来行う予定の取引等に関する照会で個別具体的な資料の提出が可能なものは対象となります。

ただし、次のものは対象とはなりません。

①　照会の前提とする事実関係について選択肢があるもの
②　調査等の手続、徴収等の手続、酒類行政に関係するもの
③　個々の財産の評価や取引等価額の算定・妥当性の判断に関するもの
④　実地確認や関係者への照会等による事実関係の認定を要するもの　など

問２　照会者名は公表されるのですか。また、照会文書に記載した内容は全て公表されるのですか。

答　照会者名については、照会者から公表の申出がない限り、公表されることはありません。

照会文書に記載した内容については、そのまま公表されるものではありませんので、公表内容については、担当部署にご相談ください。

（注）同業者団体等からの照会については、照会者名も公表されます。

問３　文書回答の対象とならない場合には、何も回答してもらえないのですか。

答　最終的に文書回答を行わない場合であっても、内容を審査して、口頭による回答が可能な事前照会については、口頭による回答を行います。ただし、実地確認や関係者への照会等による事実関係の認定を要するものなどは口頭でも回答できないこと、また、照会内容によっては回答を一般的な事項に留めざるを得ない場合があることなどをご了承ください。

問４　照会してからどのくらいで回答してもらえるのですか。

答　回答は、受付窓口で受け付けた日から原則３か月以内※の極力早期に行うよう努めることとしています。ただし、例えば、照会内容が複雑であるもの等、照会の内容によっては、その期間内で回答できない場合もありますので、あらかじめご承知おきください。

※　「３か月以内」とは、審査に必要な追加資料の提出や、照会文書の補正に要した期間を除いた期間ですので、照会に当たっては、これらの期間等を考慮してご照会ください。

問５　その他文書回答手続の利用に当たって特に注意しておくべきことはありますか。

答　○　文書回答手続は納税者サービスとして行っているものであるため、回答内容は照会者の申告内容等を拘束するものではありません。したがって、回答がないことを理由に国税の申告期限等が延長されることはありません。また、回答内容に不服がある場合や国税の申告期限等までに回答がないことなどに不服がある場合であっても、不服申立ての対象とはなりませんのでご注意ください。

○　最終的に文書回答ができるかどうかは、国税局等の審査の結果によります。したがって、場合によっては、税務署等での受付後に文書回答の対象にならないというご連絡をさせていただくことがありますのでご了承ください。

国税庁ホームページ【https://www.nta.go.jp】では、上記のほかに詳細な照会手続や照会様式等を掲載していますので、ご利用ください。また、文書回答手続による事前照会はe-Taxを利用できますので、ぜひご活用ください。

事前照会に対する文書回答手続

e-Tax での文書回答手続の概要

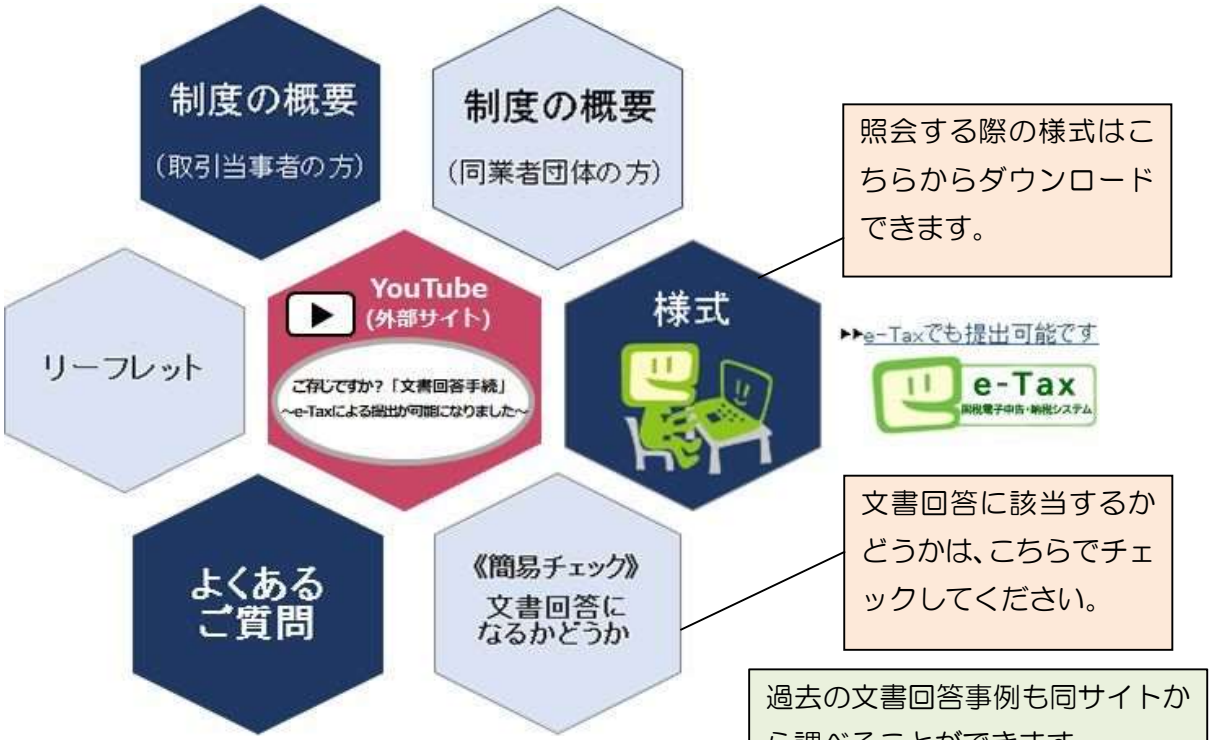
名古屋国税局からのお知らせ

文書回答手続をご利用ください！

国税局では、納税者の皆様から、申告期限等の前に「具体的な取引等に係る税務上の取扱い」に関して、文書による回答を求める旨の照会があった場合に、一定の要件の下に、文書により回答するとともに、同様の取引等を行う他の納税者の予測可能性の向上に役立てていただくために、その照会及び回答の内容等を国税庁ホームページで公表しています。

文書回答手続について調べるには、国税庁ホームページの特設サイトが便利です。（こちらからアクセスできます。）⟶

文書回答手続　特設サイト
～ご存じですか？文書回答手続～



文書回答手続の対象になると思われる照会がありましたら、担当部署へご相談ください。

その疑問、
チャットボットに
相談しませんか？

24時間利用可能

※メンテナンス時間を除きます。

スマホでのご利用は
こちらから▼



税務職員ふたば

2024.10.3 木曜日 Start

New

年末調整

（令和６年分）

▼以下の項目についても公開中

所得税の確定申告

（令和５年分）

消費税の確定申告

（インボイス制度含む）（令和５年分）

所得税の定額減税

（令和６年分）

パソコンでもご利用できます！

こちらで検索▼

国税庁　ふたば

国税庁　法人番号7000012050002

Step1

相談内容を選択



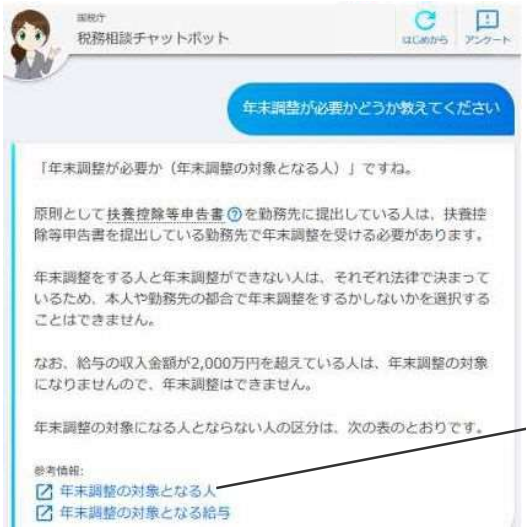
Step2

相談のしかたを選択

・メニューから選択

・文字で入力する





相談をすると…
答えがすぐに表示されます。

詳しい情報は、
参考情報のリンクを
クリック

・チャットボットは、AI（人工知能）が自動で回答するウェブサービスです。
国税庁ホームページ（https://www.nta.go.jp)からご利用いただけます。
・画面は年末調整に関する相談のイメージです。実際の画面と異なる場合があります。
・メンテナンス等によりご利用できない場合があります。